

| 項番 | 公募要領大項目  | 公募要領中項目      | 質問   | 回答  |
|----|----------|--------------|--|---|
| 1  | 全体       |              | 選定結果の公表を含め、今後のスケジュールを知りたい。   | 【予定であり、変更することがあります。】<br>＜補助事業選定まで＞ 令和8年4月22日 公募締切<br>～6月上旬 選定結果公表（観光庁ウェブサイトに掲載。）<br>＜事業選定後＞ 順次 事業計画書の作成、交付決定後事業実施<br>～令和9年2月末 事業経費精算・報告<br>→事業実施者へ経費支払い（精算払い） |
| 2  | 全体       |              | 今回の公募（令和8年3月12日(木)～令和8年4月22日(水)）終了後に二次公募の予定はあるか。   | 現時点で、2次公募の予定はありません。   |
| 3  | 全体       |              | 現在の「歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業」との関連は。   | 後継事業です。これまでは「歴史的資源」に限っていましたが、歴史、食、自然、文化と取組範囲を広げています。  |
| 4  | 全体       |              | 公募の結果、選定される事業実施者の数はどの程度か。  | 申請案件の多寡及び金額により前後するため、未定です。  |
| 5  | 全体       |              | 地域資源の観光活用に係る調査事業と併用は可能か。   | 調査事業で検討される内容（組織体制、計画策定等）ができていない者が、本補助事業にて施設整備等を行う想定のため、併用はできません。  |
| 6  | 全体       |              | 令和8年度内の事業完了が前提か、事業期間が2月までとのことだが、事業期間が短い場合、繰越は可能か。  | 年度内の事業完了が前提です。繰り越はできません。本年度中に完遂する計画を策定し、事業を完了いただく必要がございます。  |
| 7  | 全体       |              | この事業は来年度以降も実施するのか。   | 単年度事業です。令和9年度以降の継続は、現時点では未定です。  |
| 8  | 全体       |              | 事業内容②歴史的資源を核としたエリア一帯の環境整備についても、同じ公募スケジュールとして観光庁に申請等の事務を行う流れとなるか。   | 所管の地方整備局の都市整備課または都市・住宅整備課にご確認ください。  |
| 9  | Ⅱ. 募集内容等 | 2. 間接補助対象事業者 | 民間事業者等及びこれらの者が連携する組織・団体・協議会等の「等」には何が含まれるのか。また、法人格がないことでマイナスになることはあるか。  | 民間企業のほか、一般社団法人や一般財団法人、特定非営利活動法人等の多様な関係者を想定しています。また、法人格を有するかどうかは問いません。個人（事業者）での申請も可能です。いずれの場合も、別途経費処理ができるような者を内部に配置する必要がございます。なお、法人格がないことでマイナスになることはありません。     |
| 10 | Ⅱ. 募集内容等 | 2. 間接補助対象事業者 | 民間事業者主体の場合、行政の役割は。   | どのような役割で観光まちづくりを行うかは各地域で異なるので、申請者と調整ください。   |
| 11 | Ⅱ. 募集内容等 | 2. 間接補助対象事業者 | 他省庁等の類似事業で交付金や補助金を受け取っているが、申請可能か。  | 本事業と補助を受けている他事業の業務・重複する経費のすみ分けが明確であれば申請は可能です。   |
| 12 | Ⅱ. 募集内容等 | 2. 間接補助対象事業者 | 対象となる企業は国内企業に限定されるものか。また企業規模に関して、想定されているものはあるか。  | 必ずしも国内企業に限るものではありません。また、企業規模についても定めはありません。  |
| 13 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 事業者手続に交付決定を受けた場合、この補助金を活用することは可能か。   | 交付決定後に発生する補助対象費用のみ補助を受けられます。交付決定前の行為については補助対象外となります。交付決定前に行った事業と、交付決定後に行うものとのすみ分けが必要です。   |
| 14 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 過去に観光振興事業費補助金(歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業)に採択された建物の追加改修工事は対象になるか。  | 過去に補助金を活用して工事をおこなった部分以外が、内容によって対象となります。   |
| 15 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 事前着手について方法はあるか。  | ありません。交付決定後からの事業者手続となります。   |
| 16 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 事業者手続可能時期について週及措置はあるか。   | ありません。交付決定後からの事業者手続となります。   |
| 17 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 都市局と観光庁の補助金内容について、ハード事業（歴史的建造物を改修して体験施設を作る場合）、ソフト事業（歴史的資源の調査）それぞれ内容が重複するものがあると思うが、申請時にどちらを活用したいか今後迷うことが考慮されるところ、何か判断基準や考え、線引き等があればご教示頂きたい。                 | 申請主体で、公募要領をご確認のうえ、ご検討ください。  |
| 18 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | インバウンドを含む必要があるという点は、ハード整備に限らず、観光まちづくり推進や調査等に共通するものであるという理解で合っているか、調査の結果、地域にどう対応として、まずは優先的に国内からということになるケースもあると思うが、申請段階でインバウンドも含めて検討をすれば、結論については制限しないというものか。 | インバウンドを対象とした事業計画を立てていただく必要がございます。   |
| 19 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 「面的」「一体的」とあるが、複数の体験施設の整備が必要か、単体の新築や1施設のみ施設整備という事業計画も補助対象となるか。  | 複数の施設整備が要件ではありません。単体の新築や1施設のみ施設整備につきましては、地域のストーリーに基づき体験を提供するために当該施設の新築や整備が必要ということであれば、対象となります。  |
| 20 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 令和8年度の歴史的資源を活用した観光まちづくり事業では高付加価値に資する整備（宿泊施設など）が整備の対象だったが、今回は、それは要件に入っていないのか。   | 体験を創出する。又はその価値を高めるために必要な整備が、補助対象となります。  |
| 21 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 1棟だけでなく何棟でも改修して良いということだが、補助上限2億円は、1申請者あたりか。建物ごとと考えてよいのか。   | 1申請者あたり2億円が補助上限とお考えください。  |
| 22 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 設計のみで施工は次年度という申請は認められるか。   | 設計のみの申請は認められません。  |
| 23 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 除却のみで新築は次年度という申請は認められるか。   | 除却のみの申請は認められません。  |
| 24 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 施設改修に際して、所有権が申請者でない場合でも対象になるか。   | 所有者と申請者が異なる場合でも対象となります。賃貸物件を活用する場合は、所有者に対して本事業の説明をおこなううえで合意のもと事業を進めていただく必要があります。  |
| 25 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 施設整備を行う場所が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）にかかる場所でも対象になるか。  | 申請者が許可を得るようしてください。地域内での各種調整については、申請者にて実施いただくこととなります。  |
| 26 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 生活体験施設として、宿泊といった短期滞在でなく、月単位の中期滞在施設も対象になるか。   | 観光体験を対象にした宿泊施設であれば対象となります。  |
| 27 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 株式会社の体験施設（土地建物）をインバウンド事業向けに改修は可能か、また、それが古民家ではなくビル（低層）の場合はどうか。  | 活用内容次第では対象となります。  |
| 28 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 国指定史跡内に重要文化財がある施設を核に、新設の博物館を近辺に整備して、その両方を兼ねた駐車場にガイダンス施設とトイレを整備した場合、本事業の補助対象になるか。   | 地域のストーリーに基づき当該施設ならびに周辺環境整備が必要ということであれば、対象となります。   |
| 29 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 建物の除却は対象とすることで、景観整備の為の廃屋撤去は対象となるか。   | 本事業では、景観整備のための廃屋撤去は対象外です。   |
| 30 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 建築物除却後に民間企業の誘致を行い、民間事業者が宿泊施設、体験施設等を整備する場合は対象となるか。  | 地域のストーリーに基づき体験を提供するために当該施設の整備が必要で、事業内で除却から整備まで行っていたことが可能ということであれば、対象となります。  |
| 31 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 施工管理費は補助対象となるか。  | 対象となります。  |
| 32 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 道路の整備（レンガ敷き等）も対象になるか。  | 単なるインフラ整備は対象外です。  |
| 33 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 施設および観光客誘導のために延長される公共用道路は対象となるか。   | 本事業では、公共インフラ整備は対象外です。   |
| 34 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 既存の補助金で廃屋等を撤去した跡地に新築をするものは補助の対象になるか。   | 活用内容次第では対象となります。  |
| 35 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 古民家等を購入して改修する場合、建物の購入費は対象になるか。   | 購入費は対象外です。  |
| 36 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 古民家等を購入して改修する場合、土地の購入費は対象になるか。   | 購入費は対象外です。  |
| 37 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 施設改修に際して、同一敷地内にある既存の建物を管理棟にする場合、管理棟の改修費は、補助対象になるか。   | 観光客の利用に供さない施設の改修は対象外です。   |
| 38 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 施設のインフラ整備（水道等）や設備関係の更新は補助対象になるか。   | 地域のストーリーに基づき体験を提供するために必要な施設整備に伴って必要不可欠な施設内の水道等の整備であれば、対象となる場合もございます。単なる既存施設・設備の更新（修繕等）は対象となります。   |
| 39 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 令和7年度「観光振興事業費補助金（歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業）」では「消防施設工事等、法律で義務付けられている工事費」は補助対象外であったが、本事業では対象になるか。  | 改修に伴うもののみ、対象となります。  |
| 40 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 耐震工事は対象になるか。   | 地域のストーリーに基づき体験を提供するために当該施設の整備が必要で、それに付随する耐震工事ということであれば、対象となります。   |
| 41 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 駐車場の整備、看板設置は対象になるか。  | 地域のストーリーに基づき体験を提供するために行う施設等の整備等と同時に実施する周辺環境の整備等ということであれば、対象となります。   |
| 42 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | トイレのみの設置は対象になるか。   | トイレの設置のみは対象外です。   |
| 43 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 空調の整備は対象となるか。  | 事業計画の内容次第では対象となります。   |
| 44 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 区域への誘導を促す案内（サイン）を区域外に設置する場合、対象となるか。  | 地域のストーリーに基づき体験を提供するために行う施設等の整備等と同時に実施する周辺環境の整備等ということであれば、対象となります。   |
| 45 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 観光案内サインのアプリは対象になるか。  | アプリの開発は対象外です。   |
| 46 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 神社仏閣の改修や整備は補助対象になるか。   | 地域のストーリーに基づき体験を提供するために当該施設の整備が必要ということであれば、対象となります。  |
| 47 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | ケーブルカーやロープウェイの維持管理、施設更新等に利用できるか。   | 単なる維持管理や施設更新は対象外ですが、工事によって機能拡充され訪客者が当該機能拡充による体験提供の恩恵を受けられる計画となっていれば認められます。  |
| 48 | Ⅱ. 募集内容等 | 3. 補助対象経費    | 博物館の新設もストーリーによっては対象になるか。   | 対象となります。  |

| 項番 | 公募要領大項目   | 公募要領中項目            | 質問   | 回答   |
|----|-----------|--------------------|--|--|
| 49 | Ⅱ. 募集内容等  | 3. 補助対象経費          | 船舶の新造は対象になるか。  | 対象外です。   |
| 50 | Ⅱ. 募集内容等  | 4. 事業の申請に当たってのポイント | 歴史的建造物、風致地区等における建築には、建築基準法、消防法の縛りが、重くのしかかっているが、国交省にこうした部分の調整はお願いできるのか。         | 施設改修や地域内での各種調整については、申請者にて実施いただくこととなります。  |
| 51 | Ⅲ. 事業者の選定 | 1. 選定              | 今回の審査のポイントとして、「インバウンド観光客が地域を“周遊”する」という点について、改修する拠点が1箇所です。この体験に閉じていると採択されづらいのか。 | 公募要領をご確認ください。  |
| 52 | Ⅲ. 事業者の選定 | 2. 提出              | 申請書の提出に際し、見積書ではなく設計書の提出で代用できるか。  | できません。見積書の提出が必要です。   |
| 53 | Ⅳ. 留意点    | 1. 申請内容等について       | 「経費の一部又はその全部が支払われないことがある」とあるが、どのような場合に、誰がいつどのような形で判断するのか。                      | 採択に当たり合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合等が該当します。最終的には、事業の終了後である令和9年2月以降に、観光庁及び事業事務局が精査した上で判断します。   |
| 54 | Ⅳ. 留意点    | 3. 事業完了後について       | 事業費の支払いは申請主体の事務局で一括とのことだが、改修した施設・設備の所有権（資産の帰属）は、任意団体が施設所有者と改修後に整理するということか。     | 申請主体が一括で責任を負うこととなります。  |
| 55 | Ⅳ. 留意点    | 4. 事業経費・補助金の支払について | 消費税は、補助対象となるか。   | 申請者によって異なります。公募要領をご確認ください。   |
| 56 | Ⅳ. 留意点    | 4. 事業経費・補助金の支払について | 外部要因によりスケジュールに遅延が生じ、年度内に予定していた実証を完了できなかった場合、経費の支払いはどのようなになるか、全額支払いなしになるのか。     | 経費計上期間は、原則として令和9年2月26日（金）までとしております。しかしながら、社会通念上（自然災害等）やむを得ない場合は協議をおこなうことが可能で、その協議の結果認められる場合があります。また、個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とする必要があると観光庁及び事業事務局が認めた場合は、この限りではありません。この場合でも、対象期間内までに実証を完了出来なかった場合は、当該対象期間に支出した経費のうち、適切に支出された部分について精算払いにより支払われます。 |
| 57 | Ⅳ. 留意点    | 6. その他             | 都心部から離れた地域の方が、採択されやすい・加点される等はあるのか。   | 地域を限定するものではありません。  |